

平成16年度第3回環境技術実証モデル事業検討会議事要旨

1. 日 時 平成17年1月21日(金) 10:00～11:54

2. 場 所 経済産業省別館10階1012号室

3. 議 題

- (1) 各技術分野の進捗状況等について
- (2) 平成15年度実施状況に関する第二次フォローアップ調査結果について
- (3) 事業効果検討分科会の開催結果について
- (4) 17年度の事業実施要領等について
- (5) 今後の検討スケジュールについて
- (6) その他

4. 出席者

検討員：安井 至座長、岸川浩一郎検討員、長谷川猛検討員、藤田正憲検討員、森武昭検討員、森田昌敏検討員、木村光政検討員、柿沼伸二検討員、有菌幸司検討員、石田耕三検討員、佐土原聡検討員、

環境省：総合環境政策局 上田専門官

：環境管理局 徳永環境管理技術室長、田中係長、新井係長

：環境保健部 川村係長

：水環境部 中西係長、野口係長

：自然環境局 関根補佐

5. 議 事

(1) 各技術分野の進捗状況等について

事務局より、資料1-1から1-7を用いて、平成16年度の各対象技術分野の進捗状況について報告後、各ワーキンググループ座長からの補足説明があった。

(2) 平成15年度実施状況に関する第二次フォローアップ調査結果について

事務局より、資料2を用いて、平成15年度開始の酸化エチレン処理技術分野、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野、山岳トイレ分野の3対象技術分野についての、実証機関及び申請企業からのフォローアップ調査結果を報告後、以下の質疑応答があった。

【安井座長】 山岳トイレ分野の事務費の大部分は旅費だと考えてよいのか。

【事務局】 はい。当該分野では実証場所が奥地の場合があり、かなり費用がかかっている。

【安井座長】 実証機関から試験実費のみを負担するのが妥当ではないかという回答を出

された方は、酸化エチレンぐらいだろう。実証機関は事務費については国が負担すべきだと考えているのか。

【事務局】 実費の部分は申請者自身が払わないとまずいだろうという認識。ただ公平性や第三者性の担保というところでは、事務費的なところは実証機関負担あるいは国負担でもよいのではないか。

【安井座長】 ただ、実証機関が自治体だとすると、自治体が負担するというのも多分難しい。

【事務局】 今のところは、恐らく実証そのものにメリットを感じているのは国側だけと思っているので、他の方がメリットを感じるまでは国が持たざるを得ないと思っている。

【安井座長】 幾つかキーになるような課題、指摘がされているような気がする。実証と認証との違いはやはり非常に大きい。

【石田検討員】 企業側から見ると、認証、実証、技術実証という目的がいろいろ広がっていて、そのため費用負担の考え方を見ても、意見が広がっているのではないかと思う。

【藤田検討員】 企業から、営業活動や自社での自信が持てたという回答が出てくると、非常に大きな効果ではないか。大阪の技術実証委員会では、必ずユーザー側の代表の方も出席していただいております。そのユーザー側からの意見によると、有機性排水のような技術に関しては極端にいうと無数にあり、どうやって選ぶのかということが困るとのこと。そういう場合に、ホームページ等でその技術がわかるということは非常にユーザー側からするとありがたいというコメントを頂いている。このアンケートは開発者側の意見ばかりなのだが、実はユーザー側も情報によってプラスがあるという意見もあるということをつけ加える。

【岸川検討員】 今論点となっている設問で、自治体のほかにNPO・NGO等の民間団体を実証機関に含めるべきであるということに関して、そう思わないという意見が多数寄せられているが、設問の仕方にも何か誤解を与えているのでは。民間でも試験機関、試験を事業としている試験機関がある。ボランティアな素人の団体で何ができるんだという感じにとられかねないNPOという表現と、業界の各社が客観性を担保するために最近ではNPOの姿をした団体をつくって調査する例などのイメージが膨らんだ上で、それでもやはり官の方が客観的であり、安心感が得られるという回答だとしたら問題ないが、そうではない面も反映されているのではないか。

【安井座長】 まさにおっしゃるとおりだと思うが、まだ実績は余りないということも事実のような気がする。今後、NPO・NGOあるいは公益法人等の活用が、1つの方向であろうと思う。

【坂本検討員】 今、実証機関と国それぞれがどういうメリットがあったかということについて、分野によって実証機関の公募の際に、積極的に手を挙げるところが多かったのか、やこちらから働きかけないと手を挙げないところばかりだったのか等、あわせて解析しな

いと、この統計データだけでは見えない部分もあるかと思う。国に先駆けて何かをやるうとするようなところと、国と並行してやろうとしているところとでは現実的には相当違う。ロゴ・マークについては、この事業そのものを申請者側がどういうふうに理解しているかにやや微妙なところがあるので、考え方を議論してから決める必要がある。

(3) 事業効果検討分科会の開催結果について

事務局より、資料3、参考資料3、参考資料4を用いて、事業効果検討分科会の確認事項について報告した。その後、以下の質疑応答があった。

【藤田検討員】 先程の発言のとおり、この事業は少なくとも私の関係した有機性排水技術分野では非常に、開発者側も利点があり、ユーザー側にも利点があるので、継続をすべきであるというのが分科会での統一した意見ということになっている。そういうことから、費用分担ということを中心に話をしたわけだが、実は自治体側からお金を取るのがそんなに難しいのかがわからなく、そこは事務局にクリアしていただき、もう一点は、少なくとも実証の手数料は徴収して事業は継続すべきではないかということ。ロゴ・マークについても、当然ながらそれは開発者側へのベネフィットということで、こういうものを加えることで彼らは手数料を分担してくれるだろうという認識になっている。

【安井座長】 今の手数料等を取るのが難しいという話であるが、前にいた国立大学も独法になって、今は何とかなる。県立大学も独法化する感じなのだが、そういうその大きな流れの中でもやはり当分難しいのか。

【長谷川検討員】 役所の中も変わってきて、例えば国環研からオゾンの測定関係で費用を頂いているが、前は国の委託以外は非常に難しかったのだが、収入という形で認められるようになってきている。事務局の案でいけば問題ないと思うし、それから何回か積み重ねていけば、今座長がおっしゃったような形で、うちの財務当局や何かも事例を重ねて、楽な運用の仕方を考えていく。今現在、先ほど私どもは酸化エチレン等、ジクロロメタンについて、いわゆる人件費計上をしていないが、国で選んだ事業で、かつ東京都にとっても役に立つ事業だから、国からの委託を受けたという形で、人件費は都の持ち出しという形で認めてもらっている。ただ、都が実証機関となり、都の需要にかなわない技術も実証するとなるとやはり人件費持ち出しというわけにはいかないなので、事務局の案の形で公益、公的機関を通せばそこから人件費含みで得ることは十分可能だと思う。それから、地方環境研究所が独立行政法人になったらどうかという議論があちこちで行われているのだが、独法化すれば民間などからも研究費の委託を自由に取れるとしたら、今の会計制度から見てそれしかないのではないかという方向になっているので、大分近づいてくると思う。いずれにせよ、今のところは、自治体によっては否定するところもあると思うが、都の場合は事務局案の体勢で大丈夫だという話は聞いている。

【木村検討員】 地方環境研でも東京都やら大阪府のように非常に実力のあるところ、あるいは福島県のように手いっぱい動いているようなところもあるかと思う。大体の地方自治体は手数料条例を持っていると思うが、そこにこの実証事業に関するものを1行加えられるかどうかであろう。それと、地方環境研の実力や技術力について社会に認めてもらうということを考えれば、福島県の立場で言えば、委託よりはむしろ主体性を持たせていただいた方が、地方環境研としては実力がついてくるし、また社会的にも、地方環境研の仕事が高められる。

【長谷川検討員】 先程、手数料条例が難しいといった理由は、手数料条例というのはいわゆる費用を条例の中で決めなければいけないことになっている。だから、酸化エチレンなら酸化エチレン単独で費用を決めることになるのだが、どの技術が来るかわからないまま包括できるような手数料条例はつくれなく、個別の事業と個別の費用を明記するようになっているので、その都度手数料条例をつくることは実際難しい。

【森検討員】 費用負担に関する一般論として、申請者に費用負担を求めるのは当然の方向だと思うのだが、例えば山岳トイレは、先程のアンケートにあったように、試験に要する費用よりもその事業に関する費用の方が4～5倍多い。原因は立地条件が悪いため専門家を派遣するために相応の費用がかかる。恐らく、今後湖沼分野でも同様の問題が出てくるのではないかと思う。事業の特殊性をある程度配慮する方向性は考えられないのか。

【事務局】 それほど問題ないと認識していた。今の考え方だと確かに実証機関の旅費は手数料として取るということになるが、そこは実証機関が近くにあるかないかという問題も絡んでくる問題だが、実証がシステムとして日本に広まっていくのを待っていただかざるを得ないところもある。技術分野間の公平性ということ考えると難しい。

【森検討員】 一般論としてはいいのだが、特殊性を別の形で配慮するなどのフォローをしないと、人件費や出張旅費がかさむ事業について今後本事業には加われないことになってしまう。

【安井座長】 今の事務局の見解は、恐らく予算の切り方・費目の切り方を変えることによって試験費に全部移すという対応ではないか。それによって何となく公平性が担保できるのではないか。

(4) 17年度の事業実施要領等について

事務局より、資料4を用いて将来体制のオプション及び実証事業実施要領骨子(案)について説明した後、以下の質疑応答があり、本事業の将来的な体制としては資料4の案3を目指すという方向性でおおむね合意された。また、来年度手数料徴収体制に移行する、酸化エチレン処理技術分野、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野、山岳トイレ分野の3対象技術分野については、各ワーキンググループで手数料項目を決めることとなった。

【長谷川検討員】 個人的には案3が一番良いと思うが、案の1や案の2に書いてある実証機関AとかBとかCとあるが、別な公益法人を想定されているのか。

【事務局】 米国ではこのA、B、Cは全く別。分野ごとに得意な実証運営機関（NPOあるいは公益法人）が管理している。もし日本で案1や2の体制を取る場合も基本的にはそういう方向になるだろう。

【安井座長】 とりあえず、7つぐらいの分野に大きくくりで分けていく形になるのだろうが、ある分野に関して、例えば東京都がそれを全部引き受けることもありえる。

とりあえず、49ページが具体的な提案になっている。具体的に各ワーキンググループでその手数料というのは何かというのを決めていただかないといけない。この案の3a、3bを含めて、手数料の標準的な費目あるいは項目を挙げていただいて、運営との整合性をとっていくような形となるだろう。

【木村検討員】 実施体制が、今の場合、地方に限られているようだが、例えば福島県の事業者の方が、東京都の技術が非常に高いので実証を受けたいといった場合も想定されるのか。

【事務局】 案はあくまで地方自治体の実証機関の場合だが、自治体が域外の申請を受けるかどうかは、完全に実証機関の自主性にお任せしている。有機性排水処理で2年間運用した実態でいうと、他県から申請があった場合でも、できるだけリストには載せて、他県だからだめという断り方はしないでくださいという言い方をしている。新しい体制においても、すべての県が実証機関になるわけにもいかないから、当然他県・他地域から申請があると想定せざるを得なく、それらも受けていただくという前提の議論の方が現実的だと思う。

【藤田検討員】 実証運営機関は、試験要領の作成や報告書のフォーマットを決めて公表する分野別ワーキンググループをマネジメントする機関で、実証機関は、実際にサンプリングや分析、データのまとめ等をする機関ということによろしいのか。そうすると、やはり実証機関は複数あるべきではないか。なぜなら、例えば申請者が九州の場合、九州のどこかに行けばできるのだが、それが大阪まで来ないとだめであるというのは大変ではないか。手数料も増えてしまう。そういう意味からは、マニュアル等も含めて統一的な何かを出していくところが実証運営機関であって、実証機関というのは複数あってもおかしくないと思う。そういう意味で、案3が現実的であるような感じがする。

【事務局】 1つの実証運営機関の下に複数の実証機関があるという理解でいる。1技術分野ごとに複数の実証機関がある。

【石田検討員】 このシステム自体は製品とか技術の実証なのだが、機関が分散した時に、データの捏造など実際の場合では可能性として全くないというわけではないと思う。そういう意味での、さらにオーディット的な機関が必要ではないかと感じた。

【事務局】 環境省はしっかりと監査せよという非常に厳しい指摘。もちろんできる限り

はさせていただくが、現在の実施要領の中でも、実証機関の用件の中に、努力規定ではあるが、ISOの品質基準を入れるべき、と書いてある。将来的にはなるべくこれを進めていきたいと考えている。そうすると、当然オーディットも入ってくるという理解ではいる。

【安井座長】 オーディットは重要なコンセプトだと思うが、どこかにつくらざるを得ないのだと思う。事務局に宿題として、どこにそのオーディット機関みたいなものをくっつけるかというのを構成図の中に書き込むように考えたい。

【長谷川検討員】 お金のことだが、全部を手数料という形で実証運営機関が取るのがいいのか、委託という部門で取った方がいいのか、難しい。酸化エチレンみたいに標準工程がはっきりわかっていると何日間で試験をするということになり、例えばそのための人件費だとか機器損料とか消耗品費とかは簡単に計算できるのだと思うが、自然を相手にする山岳トイレなどの場合には、本当にそういう手数料になじむのか、逆に委託、受託をするという形がなじむのか、分野によって手数料を作りやすいものと作りづらいものがあるのではないのか。

【坂本検討員】 関連するが、このETV事業は環境負荷を効率的に下げていこうという部分、それから経済の活性化、それから地方環境研の活性化とか、幾つかの要素が入っていると思う。そういう意味では国の環境研以外にも中核的な環境研究所を整備しておかないと、いろいろな問題が発生した時に対応できない部分もあって、複数の実証機関がかなり必要。だが数が多いと、試験装置が多数必要になる。また、委託の場合には備品がその中に組み込めていないケースもあると思う。そういう部分も含めた形で何か整理をしないと、今後実証機関を育てていくというか、ある程度中核的になるところを考えていくという形のための体制も同時にやらないといけないと思う。特に、酸化エチレンなど試験費用が大部分を占めるものと、山岳トイレのようなものとはかなり違うが、そういう意味では効率性を考えた場合にどうなのか。それからもう一つは、ある程度実証機関を育てていくと。その両方を矛盾ない形でやっていくというのはかなり難しい問題だけでも、それを考えないといけない。

【安井座長】 最近、委託費の場合、かなり細かいところはなしでもやれるというところがある。手数料だと、いわゆるオーバーヘッド的なものはやはり無理なのか。管理費というのがあるのか。

【事務局】 実証機関として選定するところは、それなりの能力と機器等を持っているところだという前提に立つと、委託費の中で機器を買うのは難しい。しかし反面、実証機関を育てていかなければいけないとは思いますが、現状の制度だと難しい部分はある。

【有菌検討員】 逆の感覚を持っている企業体もある。進めたいのだったらやってあげるから、キットを買ってやってくださいよと。先程のアンケートでは、申請者は、当然自分たちのものを実証してもらわなければならないから当然費用を払うという気持ちでいる。これから何が動かそうというところの事業体によっては、そういうイメージでいるところもあるのだ

ということを少し考えておいた方がいい。

先程のアンケートの中で、1カ所気になったところがある。「具体的ではないが、行政の一方的なやり方に不満を持った」というところと「行政側からもう少し前向きな、又業者と一緒に今後の問題や新しい事に対して取り組むという姿勢を出してほしい」と。どうしてこういう議論が出てきたのか。

【事務局】 2つはペアになっているかと思う。要するに実証、客観的なデータをとるということと、その技術のよさを評価するということと、狭間で揺れているところが我々もある。統一の試験方法で客観的な実証データをとることが、ある企業にとっては、自社の製品のよさを十分評価してもらえないという不満に繋がる場合がある。それがこのコメントにつながっているのだろうと理解をしている。

【坂本検討員】 ロゴ・マークをつける時に考えなければいけないのは、単純にロゴ・マークをつけるのではなくて、実証試験の範囲がどこかすぐ分かるようなもの、例えばそこにナンバリングをつけてホームページを見ればこの部分を実証したというのがわかるような形にしないと、誤解にが生じる気がする。

【事務局】 ロゴ・マークにナンバリングをつけるというのは非常にすばらしいアイデアかと思う。またそれはご議論いただきたいと思う。

【安井座長】 3 aと3 bは金のフローの話であって、管理のフローではない。管理のフローは3のaを考えていただいて、ダイレクトに出しにくい金のフローが親切にbに書いてあるという理解でいいかと思う。

【岸川検討員】 案の3 aに、申請者の右側の中央に実証機関（手数料条例のない地方自治体）とあるが、これは手数料条例のない自治体でも実証機関足り得る指針であるという理解でよろしいのか。

【安井座長】 はい。

【藤田検討員】 手数料に関しては自治体のご判断に任せざるを得ないと思う。例えば案の3で幾つかの自治体の研究所等が実証機関になって、実力が出来た段階ではもしかすると将来的には案のaのような形で、地方分権していくことはあり得るのかもしれない。ただし、今すぐとは厳しいから現実には案の3にならざるを得ないということをおっしゃっていただいた。個人的には本当は一気に米国型でもいいのではないかという気がしないではない。例えば、水の分野だったらAの自治体。大気分野ではBの自治体。それが運営機関になるということも十分あり得て、極端に言えばデータベースも含めて運営していくという形が本来理想像なのかなという気はするのだが、一気にとはとてもそこまで行かないから、当面は案3という意味。

【森検討員】 事務局は最終的には案3でいきたいというのは非常にわかりいいと思う。だけど、やはりいろいろな物事、プロセスを進めていく間に事務局がおっしゃっているように試行錯誤しなくてはいけないので、当面、案1と案3を複用した形で実績を積んでい

って、それで案3の方にできる限り収束していくと。それで、成熟した形が出てくれば、藤田先生がおっしゃったように独立してやっていく融通性を持たせた体制の方がいいのではないかと。

【安井座長】 ここで決めることは、遠い将来のことまで決めているわけではなく、事務局説明にあったように、一応フェーズ1が終わったものはとりあえずこの案の3aでフェーズ2を始めてみようというぐらいで、同時に将来の体制も模索しつつということ、議事録に残して、将来の最終形に関してはもう少し検討を続けるという決定にさせていただけたらと思う。

【事務局】 先程から問題になっている手数料の件について事務局から提案させていただきたい。資料3の43ページの横表の事業工程ごとの各作業の分担について本検討会の見解としては、太字が手数料に当たるということをご了解いただいたのではないかとと思うが、事業全体としてはそういう整理だとしても、実際に技術分野ごとにどういう手数料項目になるのかが重要。額は決められないという議論が先程からあるので、それは仕方ないとしても、手数料の項目はということになるのかという目安がないと、来年度手数料を込みで公募しにくくなるという状況が想定をされる。しかし、技術分野ごとの手数料の項目をこの検討会で議論するのは難しいと考えており、事務局の提案としては、手数料の項目を各ワーキンググループで検討いただくということは可能かという、その提案をさせていただきたい。

【安井座長】 やっていただくしかないのではないかと思っているが。これまでのフェーズ1を卒業される3つの分野に関しては、そのワーキンググループでぜひ、もう少し具体的な検討をしていただいて、その事務局へのフィードバックをぜひいただきたいということによろしいか。

(異議なし)

(5) 今後の検討スケジュールについて
事務局より、資料5を用いて説明。

(6) その他
特になし。

(了)